

工 事 請 負 契 約 書 （ 案 ）

工 事 名 奈良先端大バイオサイエンスD棟外壁改修工事

請 負 代 金 額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円也)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 と 受注者 【法人等名】 との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完了するものとする。
- 第2条 工事は、奈良県生駒市高山町8916-5（奈良先端科学技術大学院大学構内）において施工するものとする。
- 第3条 着工時期は、令和 年 月 日【契約締結日の翌日】とする。
- 第4条 完成期限は、令和9年2月26日とする。
- 第5条 契約保証金は、【請負代金額の10分の1】円を納付する。
ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について、【保険の種類】保険契約を締結するものとする。
- 第7条 請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。
- 第8条 請負代金については、金 【請負代金額の10分の4】円以内の額を前払金として前払いするものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から14日以内にするものとする。
- 第9条 請負代金（前払金を含む。）の請求書は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理部施設課に送付するものとする。
- 第10条 完成通知書は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理部施設課に送付するものとする。
- 第11条 別記の工事請負契約基準第37を次のとおり読み替えるものとする。
第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
- 第12条 別記の工事請負契約基準第10第1項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」及び「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。
- 第13条 別記の工事請負契約基準第35第8項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。
- 第14条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。
- 第15条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学所在地を管轄区域とする奈良地方裁判所とする。
- 第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者
奈良県生駒市高山町8916番地の5
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長 塩崎 一裕

受 注 者